

1 団体選定評価書

市川市斎場（DBO方式による公募の選定事業者）

1 1 団体選定の事由（手続条例第12条第1項に規定する事由）

「公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針 第2 指定管理者制度の運用」についての考え方	
2 手続条例第12条第1項に規定する事由	
(5) 団体の設立の経緯、団体が指定施設の管理を行うこととなった経緯、指定施設の管理の実態等を考慮し、当該団体を当該指定施設の指定管理者とすることが特に適当であると認められ、かつ、当該団体が当該指定施設の管理を良好に行っていること又は行うことができることと認められること。	

団体が指定施設の管理を行うこととなった経緯及び選定理由	市川市斎場（以下、斎場）は、昭和55年の開設以来、40年以上が経過し、老朽化が進行しており、バリアフリーへの対応についても不十分となっている。また、市川市の死亡者数は、高齢化の進行に伴い徐々に増加しており、近い将来運営に支障をきたすことが想定される。 本市では、既存斎場の老朽化や今後想定される死亡者数の増加に対応することを目的に、市民サービスの向上や経費削減を図るため、施設の設計・施工・維持管理及び運営を一括して発注するDBO方式により新たな斎場を整備し、新斎場の維持管理及び運営を指定管理者制度により行うことが決定している。 ○事由（5）について DBO事業「市川市斎場整備運営等事業」を行う民間事業者を公募型プロポーザルにより募集した結果、富士建設工業株式会社を含む東亜・石本・大城・富士共同事業体をDBO事業者として選定した。一括発注により管理運営を想定した施設整備が行われることから、効率的・効果的な管理運営が期待できる。 以上のことから、DBO事業者の構成員として維持管理及び運営を担う富士建設工業株式会社を指定管理者の候補者として選定するものである。
-----------------------------	--

2 特定の団体が指定管理者の候補者として相応しいかの評価

当該団体の設立の経緯	富士建設工業株式会社は昭和36年に創業。火葬業務、火葬場及び葬祭場の運営管理に関する業務等を行う企業である。
当該団体が実施する事業と指定施設との関係	指定管理者に管理を行わせる市川市斎場は、施設の設計・施工・維持管理及び運営を一括して発注するDBO方式により整備されるものであり、DBO事業者となる東亜・石本・大城・富士共同事業体の構成員のうち、維持管理及び運営を担うのが富士建設工業株式会社である。そのため、富士建設工業株式会社が指定施設の管理業務を担っていることが必要である。
市民ニーズを取り入れる体制	富士建設工業株式会社はアンケート等により会葬者や葬祭業者から意見を募るなど、運営期間中に都度セルフモニタリングを実施し、市民サービスの改善に繋げることを提案している。
地域住民との協働の推進体制	富士建設工業株式会社は既存斎場の職員（正規職員、会計年度任用職員）及び市内人材を優先的に雇用することを提案している。 また、近隣住民から指定施設の運営に対する理解と協力を得るために、近隣住民とのコミュニケーションを図ることも提案している。
その他	20年という指定期間において安定した市民サービスを提供するため、富士建設工業株式会社は、十分な実務経験を有する業務責任者を選任することや、予防保全を基本とした長期修繕計画に基づき保守管理業務を行うことを提案している。